

「K Y O T O 地球環境の殿堂」 国際会議・未来会議
開催等運営業務に係る企画提案募集要項

第 1 業務実施概要について

1 業務の名称及び数量

「K Y O T O 地球環境の殿堂」 国際会議・未来会議開催等運営業務 一式

2 業務の目的・内容

京都議定書誕生の地・京都において、万博テーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」のもと、地球の環境保全に多大な功績を残した殿堂入り者と若者等が地球環境について議論・提言する国際会議と、若者が自然環境と京都文化との関係についてワークショップを通じて探究する未来会議を通じて、文化と自然（いのち）が共存する地球の未来像を世界に発信する。

3 見積限度額

11,000,000 円（税込）

4 委託業務期間

契約日から令和 7 年 11 月 28 日（金）まで

※うち、イベント開催日は以下のとおり。

国際会議 令和 7 年 9 月 20 日（土）

未来会議 令和 7 年 5 月～8 月

5 納入場所

「K Y O T O 地球環境の殿堂」運営協議会事務局

京都環境文化学術フォーラム事務局

（京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課内）

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町（京都府庁 2 号館 2 階）

第 2 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がされていない者でないこと。
- (3) 京都府における地方税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以

下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア. 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ. 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ. 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ. 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ. 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

第3 企画提案書の提出等

1 仕様書

「KYOTO地球環境の殿堂」国際会議・未来会議開催等運營業務委託仕様書のとおり。

2 説明会の開催

(1) 開催日時

令和7年4月10日(木) 午前10時～午前11時

(2) 場所

オンライン (Zoom)

(3) 申込方法

電子メール

(4) 申込先

「KYOTO地球環境の殿堂」運営協議会事務局・京都環境文化学術フォーラム事務局(京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課内・datsutanso@pref.kyoto.lg.jp)

(5) 申込期限

令和7年4月9日(水) 午後5時

(6) 申込時留意事項

ア. 件名は「「KYOTO地球環境の殿堂」国際会議・未来会議開催業務に関する説明会申込」とすること。

イ. 参加者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

3 提案書作成に関する質疑応答

(1) 質問受付期間

4月10日(木) から4月16日(水) 午後5時

(2) 質問方法

電子メール

(3) 質問先

「KYOTO地球環境の殿堂」運営協議会事務局・京都環境文化学術フォーラム事務局（京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課内・datsutanso@pref.kyoto.lg.jp）

(4) 質問時留意事項

- ア. 件名は「「KYOTO地球環境の殿堂」国際会議・未来会議開催運営業務に関する質問」とすること。
- イ. 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- ウ. 質問内容を端的に表す標題を各質問の冒頭に記載すること。
- エ. 選定方法に関する質問は受け付けない。

(5) 回答日時

令和7年4月17日（木）を期限として回答

(6) 回答方法

ホームページにて質問及び回答を公表

4 提案書の提出日、提出先、提出書類

(1) 提出期限

令和7年4月22日（火）午後5時

(2) 提出先

「KYOTO地球環境の殿堂」運営協議会事務局・京都環境文化学術フォーラム事務局（京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課内）
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町（京都府庁2号館2階）

(3) 提出方法

次のいずれかの方法による。

- ア. 郵送（必着）
- イ. 持参（平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。））

(4) 提出書類

「KYOTO地球環境の殿堂」国際会議・未来会議開催等運営業務に係る企画提案書作成要領に定めるとおり。

5 プレゼンテーション

提出された提案書について、令和7年4月25日（金）午前9時～12時場所については、対象者に別途連絡する。

6 失格

次の要件のいずれかに該当する場合には、失格となる場合がある。

- (1) 第2 参加資格がない者が企画提案書を提出した場合
- (2) 見積限度額を越える提案をした場合
- (3) 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- (4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 企画提案書に記載すべき内容以外の内容が記載されている場合
- (6) 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合
- (7) 作成要領に示した企画提案書の作成方法に適合しない場合
- (8) その他不正な行為があった場合

7 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出、説明会及びプレゼンテーションに要する経費は、提案者の負担とする。

- (2) 提出のあった企画提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。ただし、提案のあった内容については、事務上の参考にすることがある。
- (3) 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (4) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。

第 4 契約等

1 評価方法等

- (1) 評価基準
別紙のとおり
- (2) 評価方法
企画提案書及びプレゼンテーションの内容を基に、評価基準に基づき、「K Y O T O 地球環境の殿堂」国際会議・未来会議開催等運營業務委託に係る意見聴取会議にて評価する。
- (3) 候補者の選定方法
ア. 失格者を除いた者のうち、(2)の総合点が最も高い者を、委託候補者として選定する。
イ. 最高点の者が複数の場合は、経費見積書の金額が最も安価な者を委託候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で経費見積書を再作成し、再提出された経費見積書の金額が最も安価な者を委託候補者として選定する。
ウ. 参加者が 1 者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。
エ. ア、イ、ウに関わらず、総合点が 6 0 点未満の場合は、候補者として選定しない。
- (4) 選定結果の通知
4 月 30 日（水）を目処に、すべての提案書提出者に対し、通知する。

2 選定の取り消し

次のいずれかに該当する場合には、選定を取り消すことがある。

- (1) 提案者が第 2 の参加資格を有すると偽った場合又は参加資格を失った場合
- (2) 企画提案書に虚偽の内容が記載されていた場合

3 契約手続

- (1) 契約交渉の候補者として選定された者と「K Y O T O 地球環境の殿堂」運営協議会事務局・京都環境文化学術フォーラム事務局との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。なお、この場合は、契約に先立ち、納税証明書を提出しなければならない。
- (2) 受託者は契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則 159 条第 2 項各号に該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

4 契約締結までのスケジュール（予定）

① 募集要項公表	令和7年4月 8日（火）
② 説明会	令和7年4月 10日（木）
③ 質問受付期間	令和7年4月 10日（木）～16日（水）
④ 質問回答	令和7年4月 17日（木）
⑤ 提案書等の受付期限	令和7年4月 22日（火）
⑥ プレゼンテーション	令和7年4月 25日（金）
⑦ 最優秀提案の選定	令和7年4月 28日（月）
⑧ 結果通知	令和7年4月 30日（水）
⑨ 契約の協議、契約の締結	令和7年5月上旬

第5 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

「KYOTO地球環境の殿堂」運営協議会事務局・京都環境文化学術フォーラム事務局

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課(担当 牧島)

電話番号 075-414-4830

e-mail : datsutanso@pref.kyoto.lg.jp